

平成27年度 新規・継続 保育所入所児童募集

【入所対象児童】

西原町内にお住まいで保育の必要性の事由に該当し、2号認定・3号認定いずれかの認定を受けた方
 (保育の必要性の事由: 保護者が仕事や看護・介護、病気・障がい、妊娠・出産等のため家庭保育が困難な世帯。詳しくは広報にしはら10月号をご覧ください) 福祉部福祉課までお問い合わせください)

【認定申請・入所申込受付期間及び受付場所】 **11月12日(水)** から **11月28日(金)** まで

受付時間: 9:00~17:00(土日、祝日、開庁日の12:00~13:00を除く)

受付場所: 西原町役場 災害対策室(2階)・各保育所(在園児と在園児のきょうだいのみ)

- ◆ 申込用紙等は、福祉部福祉課または各保育所で配布しています。
- ◆ 保育所へ入所希望の方は、全員お申込みが必要です。また認定申請書及び入所申込書は、児童1人につき1枚の提出が必要です。ご注意ください。
- ◆ 保育料の滞納は認められません。保育料滞納世帯のお申し込みは、福祉部福祉課でご相談ください。

【認定区分】 2号認定: 3~5歳で保育園希望(幼稚園併願者含む) 3号認定: 0~2歳で保育園希望

- ◆ 申請書類の審査後、保育の必要性の事由に該当する方には認定証を交付します。
- ◆ 申込児童が定員を上回る場合は、優先度の高い方から順次、入所承諾を行います。そのため、認定証が交付されても必ず入所できるわけではありません。あらかじめご理解ください。

【保育必要量の区分】 保護者の勤務時間等に応じて、施設利用時間を設定することになります。

「保育標準時間」利用: 保護者の勤務時間等が、1週間あたり30時間以上の方が対象。施設利用時間は1日最長11時間(原則8時間保育)。
 「保育短時間」利用: 保護者のうちいずれか一方の勤務時間等が、1週間あたり16時間以上30時間未満の方が対象。施設利用時間は、1日最長8時間。

【公立保育所・認可保育園一覧】

	保育所(園)名	所在地	電話番号	定員
公立 認可	坂田保育所	字翁長665	945-5306	100人
	西原白百合保育園	字翁長303	945-4534	120人
	愛和保育園	字小那覇337-2	945-4418	120人
	さざなみ保育園	字安室196-1	945-1164	110人
	さざなみ保育園(分園)	字桃原76	945-3535	40人
	小川保育園	字小橋川1-2	946-6057	70人
	さくらんぼ保育園	字翁長523-12	946-1340	120人
	さわふじ保育園	字小波津586-8	946-2540	100人
	さうんど保育園	字棚原183-1	945-2397	90人
	西原保育園	字与那城172	943-3727	120人

【保育時間】 7:15~18:15(月曜日~土曜日) ※日曜、祝日、年末年始は休園

保育時間は、原則8時間となっています。各園のご協力により、上記時間を開所時間としています。

「保育短時間」利用の認定を受けた方の通園時間は、現在、実施園と協議中です。

発達支援保育 発達に気になる児童及び心身に障がいのある児童で保育の必要性が認められ、集団生活での支援が必要な児童について、保育士の数を増やし、よりよい保育を行うことで子どもの発達を促します。

【発達支援保育】

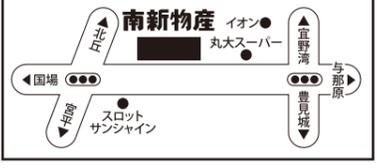
- ◇ 対象児童の身体・療育手帳、特別児童扶養手当証書等がある場合にはその写しを添付してお申し込みください。
 ※診断書の提出を求める場合があります。
- ※特別児童扶養手当更新時期のため、受給者証が手元にない場合は届き次第、提出をお願いします。
- ◇ 発達支援保育の申込みは、西原町役場の福祉部福祉課窓口のみでの受付となります。

【お問い合わせ】 福祉部福祉課 保育所係 ☎945-5311

不動産のことなら創業33年の南新物産におまかせください!



おかげさまで「売買仲介実績1,100件突破!!」
 不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい
沖縄県知事免許(9)第0928号
 あなたのホームプランナー
南新物産



南風原本店
〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7
☎(098)889-4007(代)
FAX 889-4033
☑ hae@nanchan.co.jp

http://www.nanchan.co.jp 南新物産 検索

「2つの給付金」の申請受付期間を12月12日(金)まで延長します

~手続きがお済みでない方は、お早めに申請してください~

西原町では、平成26年1月1日時点で住民票が西原町にある方のうち「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象となる可能性のある方に対し、申請書等を郵送しています。

当初、10月10日(金)までの申請で案内していましたが、未申請の方が多数いるため、**受給期間を12月12日(金)まで延長**することとなりました。

支給要件を満たしている方でも、12月12日(金)までに申請書の提出がない場合、受給することができません。申請手続きがお済みでない方は期限までに申請書の必要事項を記入して、必要書類を添付の上、福祉部福祉課へ郵送するか、窓口で直接申請してください。

※ 申請書等がまだお手元に届いていない方がいましたら、福祉部福祉課までご連絡ください。

○申請方法・申請期限について

申請期限までに申請書の必要事項を記入し、必要書類を添付の上、福祉部福祉課へ郵送するか、窓口で直接申請してください。

【申請期限】 **12月12日(金)** (郵送の場合、当日消印有効)

※ 窓口での申請の場合、土日・祝日、および平日の12時~13時は除きます。

※ **申請期限を過ぎた場合は原則、受給できません。ご注意ください。**



○臨時福祉給付金について

・支給対象者

原則、平成26年1月1日時点で西原町に住民票登録が行われている方のうち、平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されない方が対象です。ただし扶養者が課税されている場合や、生活保護の被保護者等の場合は対象外です。

・支給額

給付対象者1人につき10,000円、高齢基礎年金受給者等の加算対象者は5,000円加算され15,000円となります。

○子育て世帯臨時特例給付金について

・支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。(ただし「臨時福祉給付金」の対象となる方や生活保護受給者の方などは、対象外)

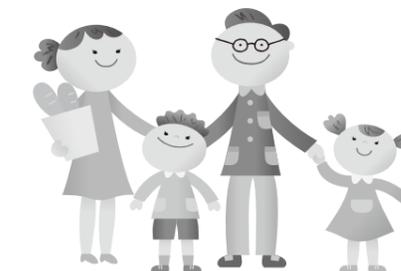
- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

・対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童です。

・支給額

対象児童1人につき、10,000円(1回限り)



~振り込め詐欺などに注意してください~

「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」や「子育て世帯臨時特例給付金」を装った振り込め詐欺や個人情報の詐取が発生するおそれがありますのでご注意ください。

- 西原町や他市町村、厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMでお金を振り込むよう指示することは、絶対ありません。
- ご自宅や職場などに、西原町や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず福祉部福祉課☎945-5311または浦添警察署生活安全課☎875-0110(内線:261)にご連絡ください。



【お問い合わせ】 福祉部福祉課 社会福祉係・子育て支援係 ☎945-5311